

市税を納めないといとどうなるの

2〜4ページの「八千代市の決算」にもあるように市税は、教育や福祉、道路の整備など、私たちの生活に直結したさまざまな事業を進めるために使われています。滞納されている市税を見直しすることは、納期限内にきちんと納付している皆さんとの公平性を欠くこととなります。

市では市民の皆さんからの大切な財源である市税を確保し、税負担の公平性を保つため、市税滞納額の圧縮に努めています。その取り組みを紹介します。

お問い合わせは納税課番(483)1151へ

市税の滞納額の現状

市に納める市税には、個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税などがあります。

24年度に市に納められた市税は約265億円。徴収率は97.8パーセントで、残りの2.2パーセント約5億7,000万円が、納期限までに納められなかった滞納額です。

市では、滞納処分を強化することで滞納額を減らすよう努力しています。

※滞納処分…納めていない市税を強制的に徴収するため、法律に基づき、その人の財産を差し押さえ、公売などで金銭に換え(換価)、納めていない市税に充てる一連の手続き

滞納処分までの流れ

滞納を確認した場合は、次のような流れで滞納処分を行います。

①督促状の発送

納期限の約1か月経過時に滞納している人に督促状を発送します。地方税法では、「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならない」とされています。

特別な事情で市税を納めることができない場合を考慮し、督促状を発送した後も催告書の送付や電話による催告を行う場合があります。

②財産調査の実施

督促状を送付後も納めないときは、滞納者の財産調査を行います。具体的には、給与、預貯金、年金、保険、不動産の調査や、自宅(事業所)の搜索などを実施します。

③滞納処分の執行

財産調査で発見した財産に対して差し押さえや換価(公売など)の滞納処分を行い、滞納していた市税に充当します。

期限内に納めないと延滞金がかかります

納期限までに納めないと、翌日から延滞金が発生し、納め終わった日までの日割り計算で算出します。利率は表1の通り、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間は年4.3パーセント、それ以後は年14.6パーセントの割合で計算されます。延滞金の利率は毎年12月に見直します。26年1月1日以降は、納期限の翌日から

1か月を経過する日までの期間は年3.0パーセント、それ以後は年9.3パーセントになる予定です。うっかり納付を忘れてしまった場合でも、延滞金がかかってしまう場合もあるので、納期限には注意しましょう。

◆表1 延滞金の利率

	12月31日まで	26年1月1日以降(予定)
納期限の翌日から1か月間(年率)	4.3%	3.0%
2か月目以降(年率)	14.6%	9.3%

※26年1月1日以降の延滞金利率は12月15日頃決定されます。詳しくは市HPに掲載

市税の納付は便利で安全・確実な口座振替で

「うっかり納付忘れ」を防止し、金融機関などに行く手間も省ける便利で安全・確実な口座振替をおすすめしています。手数料はかかりません。市内の金融機関、ゆうちょ銀行、郵便局、市役所納税課・支所の窓口で配布している申込用紙を各窓口へ提出してください。

申込用紙の郵送を希望される場合は、電話で納税課へご連絡ください。

債権管理課を設置し未納市税徴収に努めています

市では24年4月に債権管理課を設置しました。債権管理課では主に市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料(保育園)を滞納している人や事業所に対し、一括して徴収を行っています。

納税相談をご利用ください

市税は納期限内に納めることが原則ですが、なかには病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由で一時的に納期限内に納めることが困難な状況もあるかもしれません。

市では市税を納期限までに収めることができない人に対して、納税相談を行い、事情に応じた納付計画などの相談に応じています。相談を希望する人は、納税課窓口までお越しください。

また、平日来庁できない人のために、原則毎月最終日曜日の午前9時～午後4時に休日納税相談を行っています。12月は8日(日)、15日(日)、22日(日)に開催します。開催日時は、広報やちよの毎月1日号でお知らせしています。



(仮称)八千代市空き家等の適正管理に関する条例の骨子(案)への意見を募集

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、(仮称)八千代市空き家等の適正管理に関する条例の骨子(案)について広く市民の皆さんから意見を募集します。意見を提出できる人は市内に住所を有する人、市内に事務所または事業所を有する人、市内の事務所または事業所に勤務している人、市内の学校に在学している人、当該事業に利害関係を有する人です。意見に対しての個別回答は行いません。

▼内容 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、安心で安全なまちづくりの推進及び良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする ▼募集期間 12月6日(金)～26年1月6日(月)必着 ▼公表場所 市役所生活安全課、情報公開室、支所・連絡所、公民館、図書館、市ホームページ ▼意見の提出方法、送付先 募集期間中に公表する骨子(案)に記載 (生活安全課)

募集

学校給食センター運営委員会の市民委員

学校給食の運営について協議するため、学校給食センター運営委員会委員を募集します。本市に居住している成人で、年2回程度平日昼間の会議に出席でき、本市の審議会等の委員を5つ以上兼ねていない人が対象。

▼募集人数 3人 ▼任期 26年2月1日から2年間 ▼報酬 7000円/回 ▼応募方法 任意のA4用紙に住所・氏名(フリガナ)・電話番号・年齢・性別・主な職歴・応募の動機を書き、「学校給食について」と題した800字程度の作文(A4原稿用紙)を添付。郵送、持参、またはメールで〒276-1004 7吉橋2703-11西八千代調理場 niscyouri@city.yachio.chiba.jp に送付。26年1月6日(月)必着 ※書類選考。応募書類は非公開、返却しません ▼問い合わせ 西八千代調理場(406)5621

アダプト制度による公園美化活動の現地見学会を開催

市が進める環境美化里親制度(アダプト制度)について、実際に活動している団体の現地見学会を行います。興味のある人は当日会場にお越しください。

▼日時 12月9日(月)午前10時～正午(雨天時は現地で意見交換会を実施) ▼場所 佐山児童公園(大学町2-1196-1151) ※駐車場がありませんので、下図の臨時駐車場をご利用ください。(公園緑地課)

